

現在、中・高等学校では、国語、社会などの教科区分によって、免許教科が設けられているが、建議では、中・高校、とくに高校の教科内容の拡充に対応できるような免許状を出せるように検討すべきであることを述べている。

小学校の教員は、現在全教科を指導できるように、大学でその単位を履習しているが、建議では6以上の教科について履習させることに改め、若干ある教科にウェイトをかけた基準とすることになっている。

中・高等学校については従来ほとんど同じ基準であったが、それぞれ専門性を高めることをねらいとしている。

なお、現行法と建議の比較は次表のとおりである。

<参考資料>

区 分	現 行			建 議 案		
	科目	単 位 数 所要修得	計	科目	単 位 数 所要修得	計
小	大 学	教科	16	教科	20	68
		教職	32	教研	28	
	短 大	教科	8	教職	20	34
		教職	22	教科	—	
中	大 学	教科	甲 40 乙 32	教科	46	61
		教職	14	教研	3	
	短 大	教科	甲 20 乙 16	教職	12	36
		教職	10	教科	23	
高	大 学	教科	甲 40 乙 32	教研	3	61
		教職	14	教職	10	
	短 大	教科	16	教科	40	64
		教職	28	教研	24	
幼	大 学	教科	8	教科	20	34
		教職	18	教研	14	
	短 大	教科	—	教科	—	—
		教職	—	教研	—	

備考 建議の項の「教研」は「教科教育の研究」であり「教科」「教職」については現在とはほぼ同じ趣旨のものである。

編 集 後 記

○ 多年の念願であった私達の機関誌を1966年の新学期から会員皆さんのお手もとにお届けすることが出来たことを心から喜んで居ります。

この試みは前にも企てられましたが、3号雑誌に終わった苦い経験を持つ私達は、今度こそはの熱意に燃え、万事に支障なく成就出来る確信をもっております。然しなんと申しまして会員皆さんの御協力がなければ推進出来ませんので『育てあげる』ことへの努力を何卒よろしくお願い申し上げます。

この第1号を公に出来るに至った経緯は体育図書発行に20数年の経験をもつ育英図書の全面的な御支援によるもので、今後とも当初は隔月に年6回の発行を企画しておりますので地方からの研究発表をお待ちしております。

○ 第1号は第4回の全国大会における研究発表を主軸に編集致しました。今後、小・中・高校において保健体育科教育の現場における実

践記録・研究記録等々教育効果の挙げられる数々を、この「学校体育研究」誌を通じ、個々の勉学の交流に役立つことを念願して努力したいと思っております。

なお、入学試験、学年末・初めの大多忙の季にご掲載いただきました各先生をはじめ、原稿のお願いや整理など一身にご奔走下さいました鈴木正三先生に、あつくお礼申し上げます。また「学校体育研究」の題字は野沢校長の健筆によるもので、これまた深く感謝致します。号を重ねるに従って編集委員の各ブロック代表も充実され、よりよき「学校体育研究」の成果が教育の上に大きな足跡を残して行く日を祈じて止みません。

○ 編集室は東京都千代田区有楽町1の14番地有楽ビル別館4階、育英図書分室内（TEL 03-2724番）におきますのでよろしくお願い致します。

（N記）

現 行 免 許 制 度 と 建 議 と の 比 較

区 分	現 行	建 議
免 許 状 の 種 類	（1）教諭普通免許状（1級、2級に分ける。）は、小学校中学校、高等学校等の学校の種類別に設ける。 ① 小学校、中学校、幼稚園の教諭普通免許状 学 士……………1級 短大卒業者……………2級 高等学校教諭普通免許状 修士（または専攻科1年）……………1級 学 士……………2級 ② 盲学校、ろう学校、養護学校の教諭普通免許状 1級、2級の区分は、取得する専門教育科目の多少による。 なお、他の学校の教諭普通免許状を有することが必要である。 （2）助教諭の臨時免許状は、小学校、中学校、高等学校等の学校種類別に設ける。 ① 小学校、中学校、幼稚園の助教諭の臨時免許状→高等学校卒業以上 ② 高等学校助教諭の臨時免許状→短期大学卒業以上	（1）教諭免許状は、小学校、中学校高等学校等の学校の種類別に設ける。 ① 従来の級別区分を廃止し、 修 士 { 別に、各免許状を設ける。 学 士 { 短大卒業者 { （高校を除く） （注）小学校、中学校等の教諭免許状として新たに設けられる修士の免許状の授与の要件については、今後検討する。 ② 盲学校、ろう学校、養護学校の教諭普通免許状には、前記の区分は設けない。 （2）助教諭の臨時免許状については現行どおり。
免 許 教 科	中学校、高等学校の教諭普通免許状は、小学校、幼稚園の教諭普通免許状の場合と異なり、次に掲げるような免許教科別に設けられている。 （中学校）国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）宗教 （高等学校）国語、社会、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、家庭実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語、その他の外国語に分ける。）宗教	上記の免許教科を、中学校、高等学校の教育の専門分化または多様化に即応できるように改める。
免許基準	（上 表 参 照）	
教員資格試験制度	高等学校の特定の免許教科（柔道、剣道、計算実務）について、教員資格試験を行なう。	教員資格試験制度を拡大する。
課程認定	免許状を取得するには、あらかじめ文部大臣の課程の認定を受けた大学において必要な単位を修得しなければならない。	上記の認定については、取得できる免許状の種類ごとに該当する学科（課程）を明らかにする。